

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 道路の供用開始の廃止
- 公有水面埋立^{しゅん}竣功認可

道路整備課

【公告】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【教育委員会】

- 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

◎岡山県告示第六十二号

令和三年岡山県告示第四十六号（道路の供用開始）は、廃止する。

令和三年二月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第六十三号

昭和六十一年十二月十九日付け、岡山県指令港第四百二十四号で免許した公有水面埋立てについて、令和三年二月二日次のとおり竣功を認可した。

令和三年二月九日

水島港港湾管理者 岡山県

代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

1 埋立区域

(1) 位置

岡山県倉敷市玉島乙島宇新湊8255番10及び8255番12の地先公有水面

(2) 区域

次の㉔の地点、㉕の地点、㉖の地点、㉗の地点及び㉘の地点を順次に直線で結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点と直線で結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点 三等三角点山一権現山

(北緯34度31分24秒1789, 東緯133度39分30秒9634) から146度52分10秒

4, 104.82mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から181度27分51秒 221.51mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から271度19分13秒 472.24mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から 1度19分00秒 221.49mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から 91度19分08秒 352.80mの地点

(3) 竣功面積

104,666.49㎡

2 埋立地の用途

保管施設用地, 公園・緑地用地及び護岸用地

3 埋立人

(1) 氏名又は名称
岡山県

(2) 住所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

(3) 代表者の氏名

岡山県知事 伊原木 隆太

4 帰属権利者

岡山県

5 関係図書閲覧市町村名

倉敷市

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

〔六〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字才ノ神一―九一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福島六八六―四セジュール青陵一〇一

布下 耕

三 許可番号

岡山県指令建指第三一―号

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

〔六一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字霜月田一五七六一、一五七六一二、一五七七一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシン住宅研究所

代表取締役 石原 宏明

三 許可番号

岡山県指令建指第三四七号

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

〔六二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市北山字霜月田一五七六一、一五七六一二、一五七七七一

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道、水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市二宮六五四―四

株式会社イシン住宅研究所

代表取締役 石原 宏明

五 許可番号

岡山県指令建指第三四七号

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月九日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山一宮高等学校の項中

二八〇
二八〇
―
一、〇四〇

を

二四〇
二八〇
―
一、〇〇〇

に改め、同表岡山県立岡山城東高等学校

の項中「一、〇〇〇」を「九六〇」に改め、同表岡山県立西大寺高等学校の項中

二〇〇
―
八八〇

を

一六〇
―
八四〇

に改め、

同表岡山県立瀬戸高等学校の項中

―
一六〇
一六〇
―
一六〇

を

―
一六〇
―
三二〇

に改め、同表岡山県立岡山南高等学校の項中

一二〇
一二〇
一二〇
―
一、〇八〇

を

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

の項中

一一〇	八〇	四八〇
六八〇		

を

二四〇	一六〇	二四〇
六四〇		

に改め、同表岡山県立

二〇〇
二四〇
―
七六〇

に改め、同表岡山県立倉敷鷺羽高等学校

中

二四〇
二四〇
―
八〇〇

を

一六〇
二〇〇
―
八八〇

に改め、同表岡山県立玉島高等学校の項

中央高等学校の項中

二〇〇
二〇〇
―
九二〇

を

岡山県立倉敷古城池高等学校の項中「九六〇」を「九二〇」に改め、同表岡山県立倉敷

総合学科 キャリアデザイン	三二〇 一一〇
四四〇	

に改め、同表

総合学科	四八〇
四八〇	

を

高等学校の項中

八〇
一一〇
一一〇
―
一、〇四〇

に改め、同表岡山県立岡山御津

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

倉敷工業高等学校の項中

ファッション技術	四〇	―
テキスタイル工学	四〇	―
	四〇	―
	―	四〇
	―	―

を

テキスタイル工学	四〇	―
	四〇	―
	四〇	―
	―	―

に改め、同表

岡山県立玉野高等学校の項中

普通	一六〇	一六〇	一六〇	―	四八〇
----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通	―	一六〇	一六〇	―	四八〇
	一六〇	―	―	―	―

に改め、同表

岡山県立玉野光南高等学校の項中「四八〇」を「四四〇」に、「八四〇」を「八〇〇」に改め、同表岡山県立笠岡高等学校の項中

普通	―	―	二〇〇	―	六〇〇
	四〇〇	―	―	―	―

を

普通	五六〇	五六〇
----	-----	-----

に改め、同表

岡山県立井原高等学校の項中「六〇〇」を「五六〇」に

園芸	四〇	四〇	四〇	―
----	----	----	----	---

令和3年2月9日 岡山県公報 第12267号

家
政
四〇
四〇
四〇
―

を

地域生活	家園
四〇	政芸
	―
	四〇 四〇
	四〇 四〇
―	―

に改め、同表岡山県立総社

南高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に、「七六〇」を「七二〇」に改め、同表岡山県立邑久高等学校の項中「三六〇」を「二四〇」に、「八〇」を「一六〇」に、「四四〇」を「四〇〇」に改め、同表岡山県立真庭高等学校の項中

八〇
―
三四〇
を
七〇
―
三三〇

に改め、

同表岡山県立林野高等学校の項中「四〇〇」を「三八〇」に改め、同表岡山県立鴨方高等学校の項中「四〇〇」を「三六〇」に改め、同表岡山県立勝間田高等学校の項中

グリーン環境	―	―
食品科学	―	―
―	三五	三五
―	―	―
総合学科	三六〇	四三〇

を

総合学科
四〇〇
四〇〇

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。